

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和8年9月1日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名
大久保認定こども園草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
こども家庭部こども支援課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年9月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福3994番地
公益社団法人 富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
104,330円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和8年9月2日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名
八尾町樫尾地内携帯電話中継局草刈り業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
企画管理部 情報システム課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年9月2日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福3994番地
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
7,848円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第３号の規定により公表する。

令和8年9月14日

富山市長 藤井 裕久

- 1 契約の件名
第２期呉羽南部企業団地（Ｅブロック）除草業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
商工労働部企業立地課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和８年９月１０日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福３９９４番地
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額

単価契約…①草刈業務	１人１時間あたり	１,９６２円
②集草業務	１人１時間あたり	１,５０５円
③草運搬処理業務	１ｔトラック１台あたり	１５,２００円
	軽四車１台あたり	７,６０１円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和8年9月15日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名
安養坊自転車保管所草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
活力都市創造部交通施設課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年9月11日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福3994番 社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
60,870円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第３号の規定により公表する。

令和８年９月２５日

富山市長 藤 井 裕 久

- １ 契約の件名
感謝状筆耕作業
- ２ 随意契約を締結した課室の名称
企画管理部広報課
- ３ 契約の相手方を決定した日
令和８年９月２５日
- ４ 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福３９９４番地
公益社団法人富山市シルバー人材センター
- ５ 契約金額
３,２７０ 円
- ６ 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和8年9月29日

富山市長 藤 井 裕 久

- 1 契約の件名
感謝状筆耕作業
- 2 随意契約を締結した課室の名称
こども家庭部こども支援課
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年9月29日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福3994番地 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
3,270円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。